

第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）

1 水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）

国が指定する河川について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは都道府県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、山口県における国管理河川（小瀬川及び佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われぬ。

3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

都道府県が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市町の長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

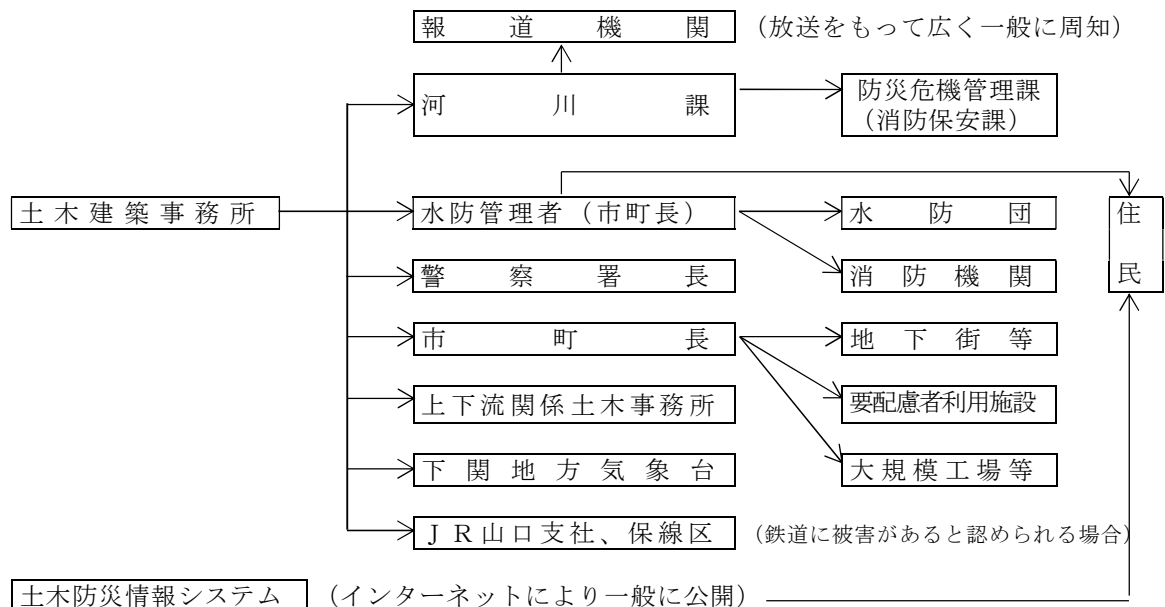
(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表18

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法

土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表19

第8節 水防警報

水防警報（法第2条、第16条）

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 国土交通大臣が発する水防警報（法第16条第1項、第2項）

防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、それぞれ水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を関係水防管理者及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

◇参照 国土交通大臣が発する指定河川及び区域 付表20
水防警報用紙（国） 付表21

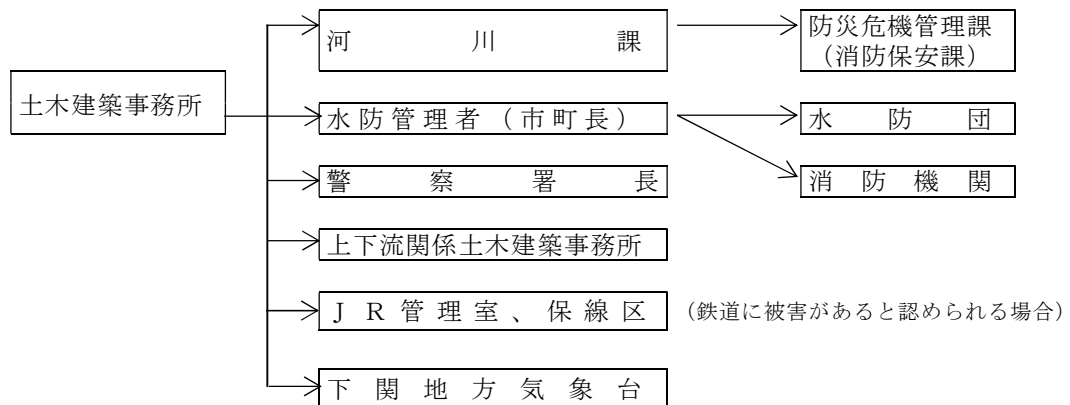
2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

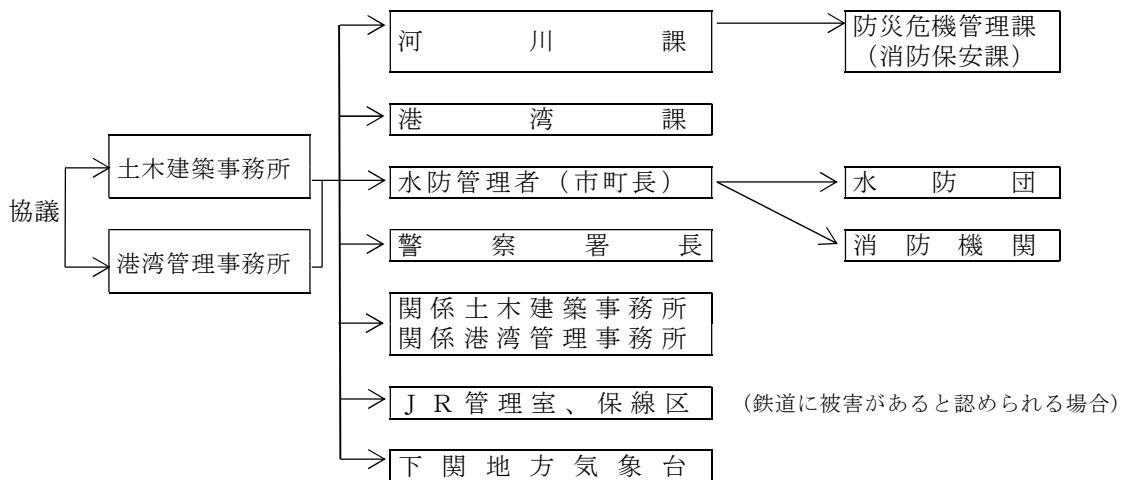
知事が発する水防警報は、土木建築事務所長（岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表18
水防警報用紙（県） 付表22

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発表しない。
準備	① 水防資器材の点検、整備。 ② 陸閘の操作 ③ 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備。 ④ 河川、その他危険区域の監視。 ⑤ 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。

出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 ② 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想される時。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	① 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 ② 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想される時。 レベル3高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等の理由による水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想される時。 レベル4高潮危険警報の発表又は高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。

(5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）
水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表4（水位観測所一覧表）のとおり定める。

(6) 水防警報の発表形式

（例）水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表

「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」

◇参照 水防警報用紙（県） 付表22

(7) 水防活動の状況把握

土木建築事務所長は、水防警報を発している間、水防管理者等の水防活動の状況を十分把握しておくものとする。また、国土交通大臣が水防警報を発した場合にあっては、適宜、山口河川国道事務所又は太田河川事務所に水防管理者等の水防活動の状況を報告するものとする。

第9節 水防活動

第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定のある区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第2項 重要水防箇所

この計画で定める重要水防箇所は、付表23のとおりである。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表23
重要水防箇所評定基準（案） 付表24